

今後の検討課題について

シンポジウムなどでの議論を踏まえ、2020 年度後半以降に検討すべき課題（案）
第 5 回会合からの継続審議事項

1. 紛争処理方針および手続き規則の改正などに関して

JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP) 20 周年記念シンポジウム

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/>

i. 公開代行サービスへの対応（第 5 回会合の積み残し）

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/8-yamauchi.pdf>

- ・ UDRP では、「真の登録者」の情報を開示させ、申立人は「真の登録者」を被申立人に追加。WIPO は「真の登録者」にも通知を行う（2015 年 7 月 31 日付け改訂）。→JP-DRP でも採用すべきではないか

ii. ミニマルアプローチへの対応

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/4-hayakawa.pdf>

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/5-watanabe.pdf>

- ・ ガイドラインの作成での対応もありえる
- ・ パネリスト候補者研修での対応など

※第 5 回会合での検討結果

- ・ 先ずは、2020 年度 4Q で開催予定のパネリスト候補者研修会にて、裁定例として「別れさせ屋」事件について議論したうえで、対応方針を検討する

iii. 差し押さえへの対応

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/9-urabe.pdf>

※第 5 回会合での検討結果

- ・ JPRS の登録規則改訂における、外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加については、対応を議題 3 において検討する
- ・ JPRS からの依頼事項である当事者への差押の事実の伝達については、事実伝達の要否含めて、もう少し検討を要するので、第 6 回会合で検討する

2. パネリスト候補者研修の実施について

※第 5 回会合での検討結果

- ・ 2020 年度 4 Q に事例研究の新しい形で一開催する

- ① 2018年度以降の裁定から、2案件程度選定して事例研究とする
- ② ミニマルアプローチに関しての裁定例として「別れさせ屋」事件を選定する
- ③ その他開催日程や内容（取り上げる裁定例など）については、第6回会合にて検討する

3. 手続き電子化のレビュー

※第5回会合での検討結果

- ・利用者へのヒアリングを JPNIC が、JIPAC と相談しながら行い、そのレポートを元に検討委員会で検討する方向で進める

以上